「既存住宅流通促進民間支援事業」の概要

事業名	【1】東京都における既存住宅流通事業	【2】建物状況調査・既存住宅売買瑕疵保険制度に 関する普及啓発事業
概 要	既存住宅を良質な住宅に改修して建物価値や性能を適 正に評価・販売する仕組みの構築を行う取組	不動産売買時やリフォーム時におけるインスペクションや既存住宅売買瑕疵保険、住宅履歴等に関する情報 発信・普及啓発・相談対応に関する取組
	【取組例】 ・不動産関係事業者が既存住宅の買取再販を行う場合 やリフォームを行って仲介を行うに際し、建物状況 調査や瑕疵保険加入を含めたリフォームを行い、物 件の価格評価に反映し、販売する取組 など	【取組例】 ・既存住宅の売買に関連する様々な事業者(宅建業者、建設業者、建築士事務所、金融機関、住宅瑕疵保険法人等)が連携して、消費者への相談対応やイベント、情報発信等を行う取組 など
提案 事業者	宅地建物取引業者、リフォーム会社、建築士事務所等	
補助金額	補助対象経費の3分の2 (仕組みの構築検討経費:上限500万円/1件) (リフォーム工事費等:上限100万円/戸 1事業者あたり3戸まで 政策課題解決型*の場合上限200万円/戸) ※下記の4項目に関するリフォームを行った場合には リフォーム工事費等補助上限額を上乗せ ①高い水準の省エネ改修②東京こどもすくすく住宅認定 ③長期優良住宅増改築認定④団地再生に関する取組	補助対象経費の 2分の1 (上限 200 万円/1 件)
選定予定件数	5 件	2 件
応募受付期間	令和6年4月18日(木曜日)から同年11月29日(金曜日)まで	